

5月6日に発生した竜巻被害についての会長声明

この度発生した竜巻により、亡くなられた方及びその遺族の皆さまにお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

この度の竜巻では、県内のつくば市、筑西市、桜川市、常陸大宮市を中心に、亡くなられた方1名、ケガをされた方42名、建物被害は1000棟を超え、農作物等の被害も5億円余りと推計されており、上記4市には災害救助法が適用されるという深刻な事態となっております。

当会では、昨年の中日本大震災以降、災害対策本部を設置し、震災の被災者の皆さまへの法的な支援を行ってきたところですが、この度の竜巻被害につきましても、関係自治体と連携し、被害を受けられた皆さまの被害回復と生活再建のために、無料法律相談をはじめとする必要な法的支援を行っていく所存です。

被災された皆さまの生活再建が1日でも早く成し遂げられるよう、当会としても努力していく決意を表明し、会長声明とします。

2012（平成24）年5月10日

茨城県弁護士会

会 長 安 江 祐